

白河市子ども・子育て会議について

1 設置の経緯

子ども・子育て支援法第 72 条において、市町村は、条例の定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務処理をするため、審議会その他合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成 26 年 4 月に「白河市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「白河市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 会議の審議事項について

【子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村「子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事。

【「2 会議の審議事項について」の補足】

(3)市町村「子ども・子育て支援事業計画」について

「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」から成り立つ「子ども・子育て計画」は、5 年を 1 期として策定されています。令和 2 年度に策定された現計画は、令和 6 年度が最終年度となるため、令和 7 年度に向け、新しい計画を策定する予定です。

(4)「必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事」について

子ども・子育て会議には、「関係者が政策についての調査審議に一貫して関与する（政策の点検、評価、見直しを行う＝PDCAサイクルを回す）場」としての機能が求められており、その内容として、具体的に次のことが国から示されています。

- * 幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
- * 幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- * 費用の使途実績調査や事業の点検評価
- * 計画について見直すべき部分がないか など

【子ども・子育て計画 施策の体系】

＜基本理念＞

「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」

＜基本施策＞

基本目標1

ゆとりのなかで
安心して子育て
のできるまち

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育て支援ネットワークづくり
- ④ 地域で支える児童の健全育成
- ⑤ 経済的支援の充実
- ⑥ ひとり親家庭への支援

基本目標2

子どもを生き育
てることに喜び
を実感できるま
ち

- ① 多様な働き方の実現や働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ③ 次世代の親の育成
- ④ 雇用の安定の推進
- ⑤ 子育て中の保護者・子ども同士の交流の促進

基本目標3

安全で快適に
子育てができる
まち

- ① 良好かつ良質な住宅及び居住環境の確保
- ② 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくりの整備・推進
- ③ 子どもを交通事故から守るための活動の推進
- ④ 子どもを犯罪等の被害から守るための仕組みづくりと地域連携の推進
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4

子どもが心身と
もに健やかで
明るく育つまち

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 地域における小児医療体制の充実
- ⑤ 不妊に関する相談支援
- ⑥ 子どものすこやかな発育・発達支援の充実
- ⑦ 子どもの生きる力と思いやりを育む教育の充実
- ⑧ 家庭や地域の教育力の向上

基本目標5

子どもたちの
人権を尊重する
まち

- ① 子どもの人権擁護
- ② 児童虐待防止対策の充実
- ③ 子どもの立直り支援
- ④ 障がい児施策の充実